

議案第九十三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年十二月二十日

三朝町長

安

田

真

一

郎

平成三年拾貳月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「四千五百円」を「五千五百円」に、「一万五百円」を「一万千円」に改め、同条第四項を削る。

第十一条第二項第一号中「三万円」を「四万円」に改め、同項第二号ト中「三十キロメートル以上」の下に「三十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 一万六千七百円
リ 使用距離が片道四十キロメートル以上である職員 一万八千八百円

第十一条第二項第三号中「三万円」を「四万円」に改める。

第十七条第一項中「二千三百円」を「二千九百円」に、「三千四百五十円」を「四千三百五十円」に、「一万三千円」を「一万四千元」に改める。

第十九条第二項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第二十一条第二項中「及び第四項」を削り、同条第三項中「及び第四項」を削り、「五十一万八千円」を「五十四万千円」に改める。

別表第一

(イ) 行政職給料表(第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
1	円	円	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,900
2	121,000	153,700	173,900	205,400	222,600	241,900	260,500	281,300
3	124,900	160,300	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,800
4	129,100	167,300	186,300	221,600	239,200	259,000	278,600	300,700
5	133,800	172,800	193,000	229,900	247,300	267,600	287,900	310,700
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	276,300	297,200	320,600
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500
8	150,400	186,500	214,700	253,900	271,600	294,200	316,300	340,400
9	154,600	190,700	220,800	261,700	279,700	303,300	326,000	350,300
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,800	335,600	360,200
11	160,700	199,100	232,600	277,100	295,800	322,400	345,100	370,100
12	163,400	203,300	238,300	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000
13	165,900	207,500	243,800	292,000	311,400	341,500	363,300	389,600
14	168,100	210,800	249,000	299,300	319,000	350,700	371,200	398,900
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	359,100	378,200	406,500
16	171,800	217,000	258,900	312,300	330,900	365,900	384,500	413,600
17		220,000	263,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300
18		222,800	267,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,800
19		224,800	270,800	325,000	344,500	381,300	399,300	427,200
20			273,700	327,900	348,200	385,600	403,700	431,200
21			276,500	330,800	351,500	389,900	407,700	435,000
22			279,200	333,600	354,800	394,000	411,400	
23			281,900	336,500	358,200	397,800		
24			284,400	339,500	361,500	401,400		
25			286,900	342,400	364,300			
26			289,300	345,200	367,100			
27			291,700	347,600				
28			294,100	350,000				
29			296,500					
30			298,800					
31			301,000					
32			303,200					

別表第一を次のように改める。

(施行期日等)

附則

(ロ) 医療職給料表(第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	269,600 ^円	306,500 ^円
2	281,200	318,200
3	292,800	329,900
4	304,400	341,600
5	316,000	353,300
6	327,600	365,200
7	339,200	377,200
8	350,900	389,600
9	362,800	401,600
10	374,800	413,600
11	385,500	425,400
12	395,600	436,800
13	405,600	448,100
14	415,200	459,200
15	424,800	470,200
16	434,300	480,900
17	443,700	491,300
18	453,100	501,600
19	460,500	511,800
20	467,600	519,700
21	474,000	527,400
22	478,600	532,700
23	483,200	537,900
24	487,600	550,100
25	491,900	559,300
26	495,600	567,800
27		574,700
28		580,000
29		584,800

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第四項を削る改正規定、第十七条第一項の改正規定並びに第二十一条の改正規定（同条第三項の改正規定中「五十一万八千円」を「五十四万千円」に改める部分を除く。）は、平成四年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。